

# 滑川市地域防災計画の修正概要

(令和4年3月の書面決議により滑川市防災会議において修正)

## 【修正の趣旨】

災害対策基本法の改正（避難勧告と避難指示の一本化等）や国の防災基本計画の修正、令和3年1月の災害級の大雪の教訓等を踏まえた県の地域防災計画の修正を反映させるため、市の地域防災計画を修正するもの。

## 【主な修正内容】

### 1 災害対策基本法の改正（R3.5）を踏まえた修正

#### (1) 避難勧告と避難指示の一本化

- ・ 避難情報の包括的な見直しを受け、避難情報の発令に関する記載を全面的に修正  
第2編第2章第9節「避難情報、避難誘導等」（P167～171）  
第3編第2章第9節「避難情報、避難誘導等」（P408）  
資料3「情報・通信・広報に関する資料」（P592・595・596）等

#### (2) 個別避難計画の作成

- ・ 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成について努力義務化されたことを受け、その旨の記載を追記  
第2編第1章第5節「要配慮者（避難行動要支援者）の安全確保」（P63～64）  
第2編第1章第14節「避難収容対策」（P88）

### 2 災害級の大雪の教訓を踏まえた修正

#### (1) 災害級の大雪時におけるタイムライン（R3.11県作成）の反映

- ・ 関係機関がタイムラインに基づく段階的な行動を共有し、円滑な連携と速やかな対応をとることとし、災害級の大雪時の対応に係る規定を追加  
第4編第1節「雪害対策」（P503～504）
- ・ 雪害対策本部について、タイムラインに基づく設置基準を追加  
第4編第1節「雪害対策」（P503）

#### (2) その他県地域防災計画に準じた雪害対策の修正等

- ・ 予防計画及び応急対策計画の総則（冒頭部分）をより具体的に明記  
第4編第1節「雪害対策」（P501～502）
- ・ 予防計画に事前伐採及び雪庇除去等予防措置並びに大雪時における道路の利用抑制に係る規定を追加  
第4編第1節「雪害対策」（P502）
- ・ 復旧対策計画の規定を追加  
第4編第1節「雪害対策」（P504）

#### (3) 災害記録に令和3年1月の雪害を追記

資料1「災害記録等に関する資料」（P561）

### 3 その他の修正

#### (1) 市国土強靱化計画との整合を踏まえた修正

- ・ 令和3年3月に策定した国土強靱化計画との整合を図るため自然的特徴、社会的要因の記載内容を全体的に修正

第1編第4節「自然的特徴、社会的要因と災害記録」(P14～15)

#### (2) 組織改編を踏まえた修正

- ・ 空家等居住対策課の設置に伴い災害対策本部の組織等を修正

第1編第7節「災害対策本部の組織」(P27・33)

#### (3) 要配慮者の追記

- ・ 避難行動要支援者のみの記載となっている規定について、要配慮者も含まれる箇所を「要配慮者(避難行動要支援者)」に修正

第2編第1章第1節「災害に強いまちづくり」(P53)等

#### (4) 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正

- ・ マスクや消毒薬に加え生理用品や段ボールベッド、パーティション等の備蓄促進等県地域防災計画に追加された感染症対策について追記

第2編第1章第14節「避難収容対策」(P89)

第5編第2節「災害事前対策計画」(P532)等

#### (5) 被害認定基準の修正

- ・ 住家の被害認定基準に準半壊、中規模半壊が追加されたことに伴う修正

第2編第2章第35節「建物の被害認定調査」(P224)

第2編第3章第1節「市民生活安定のための緊急対策」(P302)

- ・ 併せて上記に関連する様式を修正

様式11「り災証明交付申請書」

様式12「り災証明書」

様式13「被災者台帳」

#### (6) 要配慮者利用施設の修正

- ・ 岩城小児科医院及び打田内科の廃院に伴い、要配慮者利用施設の一覧等から削除

資料5「要配慮者(避難行動要支援者)利用施設に関する資料」(P611～613)

#### (7) 字句修正

- ・ 「緊急通行確保路線」→「緊急輸送道路」
- ・ 「り災者台帳」→「被災者台帳」
- ・ 「保育所及び幼稚園」「各保育所」→「教育・保育施設」
- ・ 「場外離着陸場」→「飛行場外離着陸場」等